

## 平成 29 年度沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市が「平成 29 年度沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託（以下「本業務」という。）」の必要とする基本的事項について定めるものである。

### 1 業務委託名

平成 29 年度沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託

### 2 業務目的

沼津市内の公園は、整備してから長期間経過した公園が多く、これまでは地元の公園愛護会との協働などにより、維持管理に努めてきた。しかし、公園を取り巻く社会環境が変化し、公園に対する市民ニーズも高度化・多様化してきており、単に維持管理するだけではなく、公園を交流の場、にぎわいの場としてとらえ、より積極的に活用していく必要がある。また、人口減少が大きな問題となっている本市においては、子育て世代が安心して活用できる公園の再整備が求められている。

こうしたことから、子育て世代のニーズに即した公園の再整備、幅広い民間活力の導入や民間アイデアによる公園のにぎわいづくりや運営、また、市民協働による公園の積極的な利活用や維持管理などについて必要な体制づくりや仕組みの基本方針を策定し、その基本方針に基づき、沼津市内の公園に広く展開することや重点プロジェクトを進めるための具体的なプランを策定するものである。

また、本プランの策定により、今後の公園整備の在り方についても併せて検討を行うものとする。

### 3 平成 28 年度の業務概要

平成 28 年度は、沼津市内公園の現状整理、アンケートやヒアリングによる公園に対するニーズ把握の実施、現状整理・ニーズ把握の実施による公園の視点別類型化（「年間を通じたにぎわい・交流を目指した公園運営」「子どもから高齢者まで様々な世代が利用したくなる公園運営」「地域コミュニティによる柔軟で楽しい公園運営」の 3 種類に区分）、類型化した公園よりモデル的に選定した公園（3 公園）について、公園利活用者などと意見交換を行うワークショップの開催、上記の内容を踏まえた必要な体制づくり案や基本方針案の方向性の策定、類型別の展開方針案を定めた。

### 4 平成 29 年度の業務概要

昨年度策定した基本方針や展開方針を踏まえ、平成 29 年度においては、パークマネジメントプランを推進するための方策、3 種類に類型化した公園緑地の類型別の取り組み方針の設定のほか、沼津市や公園の課題解決につなげるための重点プロジェクトを定め、その実施に向けた検討を進めていくものとする。

## 5 業務内容

### (1)対象施設

都市公園 141 箇所、緑地緑道 7 箇所

### (2)条件整理

平成 28 年度で実施した「沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託」により策定したプラン内容を確認し、本業務の検討に必要な条件を整理する。

### (3)沼津市パークマネジメントの推進方策検討

#### I 公園の類型化の方策

「平成 28 年度パークマネジメントプラン策定業務委託」において、3 種類の公園の類型化を行い、その類型化に当てはまるモデル公園を選定し、課題の抽出や目指すべき公園像などの具体的な計画を策定したが、本年度は沼津市の他の都市公園に広く展開していくため、類型化の整理及び類型別の推進方策の検討を進める。

#### II 重点プロジェクト設定の方策

「平成 28 年度パークマネジメントプラン策定業務委託」において、目指す方針や公園像を定めたが、それらを実現するため具体的にすべきプロジェクトについて候補を抽出し、重点プロジェクトの設定に向けた方策を検討する。

#### III 制度整備の方策

多様な専門性を持つ有識者や、実際にプランを運用している経験者、庁内関連部署等から意見を聴取するとともに、実際にパークマネジメントプランを運用している先進地のヒアリングを行い、今後の制度整備に向けての方向性を定める。

### (4)取組方針の具体化

#### I 取組方針の展開メニュー

取組方針について、今後沼津市内の公園において展開するための制度について、整理を行い、それに基づき内容について検討する。

#### II 「(仮称) 公園別マネジメントマニュアル」の展開手順の策定

公園ごとに特性を生かした具体的な公園運営を行うための「(仮称) 公園別マネジメントマニュアル」の構成案や策定のための手順を検討する。

### (5)重点プロジェクト等の検討

沼津市や市内公園の課題解決につなげるため、重点的に取り組むリーディングプロジェクトの実施に向けた検討を行う。

### (6)打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時に行い、主任技術者が出席することとする。なお、中間時の打合せは、市が業務遂行上必要と判断した場合は、協議の上随時行うものとする。

### (7)会議等への出席

本委託業務において、庁内関連部署検討会や昨年度実施したワークショップ参加者等への説明会等を開催する場合、関係者の出席、資料説明及び記録作成を求める場合がある。

## 6 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 16 日（金）まで

## 7 委託金額上限額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 8 成果品等

作業成果及び打合せ等の経過について、業務報告書として取りまとめる。

ア 業務報告書 3部（A4版）

イ 沼津市パークマネジメントプラン市民向けパンフレット 500部

ウ 上記及び上記策定のために収集した資料の電子データ 1式（CD-ROM等）※

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

## 9 再委託の制限等

(1)受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2)受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

## 10 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

## 11 その他

(1)本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

(2)受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3)受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例条例38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(4)本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議の上、定めるものとする。